

条例の一部改正を可決

機構改革の実施など

今定例会に市長から条例の一部を改正するための議案九件が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市青少年問題協議会条例の一部改正など三件の議案を総員の賛成で、その他の議案については多数の賛成で原案を可決しました。

◎鎌倉市事務分掌条例の一部改正

行政運営の簡素合理化や都市マスタープランに基づくまちづくりを効果的に推進する観点から、現行の一室九部を再編成して、八部一事務所にするものです。

◎鎌倉市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

団体で使用する者への登録制度の導入と鎌倉・大船体育館及び鎌倉武道館の使用時間区分を現行の午前・午後・夜間の三単位から二時間ごとの六単位とするなど、団体及び個人が使用する競技場等の使用料や個人

議会では、なぜこの時期に機構改革を行わなければならないのか、助役の選任をまず先にやるべきではないか、財政についての事項が移管される企画部に権限が集中するのではないかなど、さまざまな観点から慎重に審査した結果、多数で原案を可決しました。

このほか、鎌倉市職員の給与に関する条例・鎌倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例・鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例・鎌倉市下水道条例の一部改正の議案を賛成多数で、可決しました。

陳情2件を採択

◇鎌倉市子ども家の有料化の保留を求めることについての陳情
議会では、本陳情は子ども家の利用の有料化自体に反対しているわけではなく、平成十三年度からの有料化を保留し、総合的な検討を市に求めているものであり、多数の賛成で採択しました。

◇飯島前衆議院議員の商品券問題に関する陳情
両陳情については、平成十二年九月二十一日の本会議で付託された議会運営委員会において審査を行ってまいりました。(関連記事、別掲) 陳情で求めている事件の真相究明については、議会として自ら明らかにすべきとの認識のもとにこれまで十分な取り組みを行ってまいりましたが、捜査権のない議会としてはこれ以上の真相究明には限界があると判断し、議会の会議に付することを要しないものとなりました。

補正予算を可決

ノンステップバス導入へ

今定例会に市長から一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算が提出されました。

◇一般会計補正予算

補正予算は、歳入歳出いずれも二億六千六百二十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十三億四千四百三十万円となります。

の給与改定などに伴う所要の措置を行うほか、次のとおりです。
総務費：バス利用促進等総合対策事業に係る補助金、旧華頂宮邸及び旧川喜多邸の修繕に要する経費並びに川喜多記念館建設等基金への積立金の追加。
衛生費：今泉クリーンセンター中継施設化等調査業務委託に要する経費及び生ごみ処理容器購入費助成に要する経費の追加。
農林水産業費：松くい虫立木駆除委託に要する経費の追加。

また、歳入の内容は、財産収入、寄附金及び前年度繰越金の追加です。
◇下水道事業特別会計補正予算
補正予算は、歳入歳出いずれも一千九百万円を減額するもので、補正後の総額は九十八億四千二百万円となります。

また、歳入の内容は、一般会計からの繰入金金の減額です。

常任委員会等の新たな委員構成

委員会名	委員 (◎委員長 ○副委員長)
総務常任委員会	◎山下 玲子 伊藤 玲子 酒井 捷允 野島 吉郎 清水 辰男 嶋村 速夫 前野 正司
文教常任委員会	◎仙田みどり 澁谷 廣美 高橋 浩司 児島 晃 松中 健治 大村 貞雄
観光厚生常任委員会	◎岡田 和則 前田 陽子 吉岡 和江 野村 修平 福岡 健二 白倉 重治 小田嶋敏浩
建設常任委員会	◎赤松 正博 古屋 嘉廣 藤田 紀子 本田 達也 和田 猛美 助川 邦男 伊東 正博
議会運営委員会	◎和田 猛美 小田嶋敏浩 藤田 紀子 仙田みどり 澁谷 廣美 古屋 嘉廣 本田 達也 赤松 正博 ※平成12年12月21日に、澁谷廣美委員長の辞任が同意され、和田猛美委員長が選任されました。
議会報編集委員会	◎藤田 紀子 岡田 和則 吉岡 和江 高橋 浩司 澁谷 廣美 前田 陽子

問責決議を多数で可決

十二月二十七日に開かれた本会議において「酒井捷允議長に対して猛省を促す問責決議案」が三名の議員から提出されました。

これは①同月十二日に開催された議会運営委員会(以下、議運)で、当時議運の委員であった酒井議長が飯島忠義前衆議院議員事後買収疑惑に関する提出された陳情の審査において、「政治的・道義的責任をどう判断しているか直接聞きたい」として商品券を渡された本市議会議員の出席を求めたが、この件は既に議運において出席を求めないことを決定しており、このような要求をしたことは、議会運営上の大原則である一事不再議の認識不足を露呈したばかりか議員として不見識であること

②委員会意思の確定と能率的運営を旨とする一事不再議の原則は委員会といえども適用され、例外となる事情変更については新たな事実の発生など客観的に認められるものでなければならぬことを同月二十一日開催の議運において全会一致で確認されたこと③議運の求めに応じて同月二十六日に議長が出席した際も、自らなした行為が客観的に認められる事情変更に基づくものであるという説明がされなかったことなど、議長に対して自らの不見識が招いた行為が前正・副議長及び前議運正・副委員長の辞任につながり、議会を混乱に陥れたことに関して猛省を促し、責任を問うものとして提出されたものです。

編集後記



正月一日、極楽寺にある熊野神社の元旦祭。竹筒に入れてたき火にくべたお神酒をいただきながら、つきたてのお餅をたらかしたき、正月気分が浸り、幸福な二十一世紀の幕開けを迎えました。子ども達が小さな杵を持ち、「ヨイショ・ヨイショ」の掛け声でお餅をつく姿を見て、市政もかく在りたいと感慨深くも思った元旦でした。

本年は、四月に市議選、七月に参議院選、十月には市長選の選挙イヤーとなりますが、餅米が多くの人々の手によってお餅につき上がるがごとく侃々諤々議論をしながらも着実に前に進んで行けるような市政環境が実現することを祈念するとともに、市民の皆さまの幸多き一年であるようにお祈り申し上げ、年頭の編集後記をいたします。

可決した決議

議会は12月27日の本会議において次の決議を行いました。

市議会議員の政治倫理確立に関する決議

昨今、議員活動を取り巻く環境は、政治と金などの問題であつせん利得処罰法の成立・施行や関係法令の改正等から、その政治倫理について一層厳しく問われている。

我々は、このような状況を厳粛に受けとめ、一層の政治倫理確立に努めなければならない。そして、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与し、市民全体の奉仕者としてみずからの役割を深く自覚し、その使命達成に努めることを改めて認識し、以下の諸点について決議するものである。

- 1 市議会議員(以下、議員)は、市民の厳粛な信託を受けた地位にあることを認識し、市民全体への奉仕者であること。
- 2 議員は、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行うこと。
- 3 議員は、議会制民主主義のもとで諸活動を行い、もって住民の福祉向上に寄与するものであること。
- 4 議員の諸活動は公正かつ公明であり、公共性を優先するものであること。
- 5 議員は、憲法、法律、条例その他関係法令を遵守するとともに、いやしくも市民の批判を受けるような行為は厳に慎むものとする。